

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

91	熊本市認知症疾患医療センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市認知症疾患医療センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
----	------------------------------	--

別表5の表に次のように加える。

17	熊本市性に関する指導の推進委員会	熊本市性に関する指導案集を作成するため、必要な事項を審議する。
----	------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。